

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 28 日

各工業用水道事業管理者 殿

経済産業省経済産業政策局
地 域 産 業 基 盤 整 備 課 長

デジタル原則に照らした規制の一括見直しプランを踏まえた土地
の立入及び立入検査の実施並びに調書の閲覧に係るデジタル技術
の活用について（通知）

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和 4 年 6 月 3 日デ
ジタル臨時行政調査会決定）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」
（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定）において、代表的なアナログ規制 7 項目（目視
規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、
対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制）に関する規制等の見直しが求められてい
る。

これを受けて、今般、工業用水道事業法（昭和 33 年法律第 84 号。以下「法」
という。）に基づく目視規制及び工業用水道事業法施行規則（昭和 33 年通商産
業省令第 118 号。以下「省令」という。）に基づく往訪閲覧・縦覧規制につい
て検討した結果を踏まえ、下記の通り通知する。

貴職におかれては、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の
規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 目視規制について

法第 15 条第 1 項に基づき、工業用水道事業者は、工業用水道施設の設置又は変更に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入ることができる（以下「立入」という。）。また、法第 24 条第 1 項に基づき、経済産業大臣は、工業用水の供給を確保するために必要な限度において、その職員に、工業用水道施設の所在の場所又は工業用水道事業者の事務所に立ち入り、工業用水道施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる（以下「立入検査」という。）。

これらの立入及び立入検査（以下「立入検査等」という。）は、現場状況等の必要な情報を把握するために実施されるものである。立入検査等におけるデジタル技術の活用は、限られた人的リソースの有効活用という観点から相応のメリットを有する一方で、その実施に当たっては、立入検査等の趣旨に鑑み、検査目的、検査対象、検査場所、事業者負担等を踏まえて、適切かつ効果的な方法で行われなくてはならない。

このようなことから、立入検査等を実施する行政主体において、デジタル技術を活用することが適切かつ効果的であると判断された場合には、双方向オンライン会議システム等を活用する方法や、遠隔地から現場状況等の確認又は質疑応答を行う等、デジタル技術を活用した立入検査等の実施を選択することが考えられる。また、立入を実施する際、都道府県知事の許可を受けたことを証する書面を携帯しなければならない場合や、立入検査を実施する際、その身分を示す証明書を携帯しなければならない場合にあっては、関係人への提示は画面への投影等により行うことも可能である。

なお、これらの例に限ることなく、デジタル技術を活用した方法によることが適切かつ効果的である限りにおいて、当該技術を用いた立入検査等の実施が妨げられるものではないことに留意されたい。

2. 往訪閲覧・縦覧規制について

法第 26 条の審査請求の手続きにおける意見の聴取に関して、意見聴取会の終了後遅滞なく作成される調書については、省令第 21 条に基づき、当事者及び利害関係人は閲覧することができる。これらについても、デジタル技術を活用した閲覧を選択することが考えられる。